身体的拘束最小化への取り組みについて

作成日　令和8年7月1日

１．基本的な考え方

田岡病院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、緊急・やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めています。

身体的拘束は、自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。

職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束最小化にむけて取り組んでいます。

２.具体的な取り組み

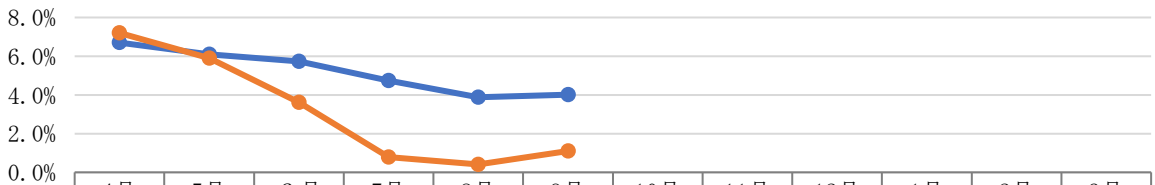
（１）身体拘束最小化委員会の設置
医師及び看護師、薬剤師、理学療法士、MSWなど多職種で構成しています。

（２）身体拘束最小化チームによるラウンド・カンファレンス
３原則（切迫性・非代替性・一次性）の再確認
代替案の検討
解除にむけた検討　など

（３）職員を対象とした身体的拘束最小化に関する研修会の開催

医療法人倚山会田岡病院　病院長

身体的拘束最小化の基準に係る実施割合



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全病棟（病院全体）	6.7%	6.1%	5.7%	4.7%	3.9%	4.0%						
加算対象病棟	7.2%	5.9%	3.6%	0.8%	0.4%	1.1%						

2026年度

全病棟（病院全体）　加算対象病棟

※加算対象病棟とは、「障害者施設等入院基本料」「地域包括ケア病棟入院料」を算定している病棟
※計算方法は以下のとおり
直近３か月間の入院料算定日数のうち、身体的拘束を実施した日数　/　直近３か月間の入院料算定日数　×　100

更新日：令和8年10月14日